

(仮称)加古川市立総合体育館整備 PFI 事業

一次審査募集要項

平成13年12月25日

加古川市

(仮称)加古川市立総合体育館整備 PFI 事業

一次審査募集要項

加古川市(以下「市」という。)では、現有の体育館では増加する市民スポーツの需要に応えられない状況に至っており、早急に屋内体育施設の整備が必要となっている。また、近年は「するスポーツ」から「する、みる、ささえるスポーツ」へと変化してきており、これらの環境変化にも対応できる施設の整備とそのあり方を検討してきたところである。

市は、(仮称)加古川市立総合体育館整備事業(以下「本事業」という。)を民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業(以下「PFI事業」という。)として実施するために平成13年10月4日に(仮称)加古川市立総合体育館整備 PFI 事業 実施方針を公表し、平成13年11月22日には「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づく特定事業として選定した。

本募集要項は特定事業を実施する民間事業者(以下「PFI事業者」という。)の選定を行うにあたり、第一次審査の募集要項として公表するものである。

本募集要項と同時に公表する書類及びその位置づけは次の通りとする。

- ・ 要求水準書(一次): 一次審査の募集時点における業務の要求水準を表現したもので、二次審査時において追加、変更等が行われる可能性もある。
- ・ 契約書案: 一次審査の募集時点における市の契約に対する考え方を示すために公表するもので、契約書案は二次審査時において追加、変更等が行われる可能性がある。また、最終的な契約書は、優先交渉権者との協議を経て確定する。

1. 特定事業の内容等

(1) 事業名

(仮称)加古川市立総合体育館整備 PFI 事業

(2) 事業内容

1) PFI事業の対象施設

PFI事業の対象施設(以下「対象施設」という。)を以下の通りとする。

(仮称)加古川市立総合体育館(以下「総合体育館」という。)

加古川運動公園(以下「運動公園」という。)

対象施設の概要は以下の通り

総合体育館

・対象敷地の所在

加古川市西神吉町 1010 番地

・敷地面積

約 42,000 m²

(総合体育館敷地及び駐車場用地として利用可能な部分は、約 27,000 m²)

・都市計画法上の指定

市街化調整区域(公の施設は建設可能)

運動公園

・所在地

加古川市西神吉町 1050 番地

・規模等

(財)日本陸上競技連盟 1 種公認陸上競技場

主 競 技 場 全天候型トラック 400m 9 レーン

補助競技場 全天候型トラック 300m 5 レーン

フ ィ ー ル ド 天然芝

敷 地 面 積 128,000 m²(公園部分を含む。)

・施設等

メインスタンド 地上 3 階 最高高さ 16.9m

構造・本体 鉄筋コンクリート造 一部 PC 造

屋根 鉄骨造(鋼管立体フレーム片持構造)

基礎 直接基礎

建設面積 3,085.95 m²

1 階部分 事務室、エントランスホール、会議室、審判控室、本部席、
記録室、放送室、召集室、報道関係者控室、
医務室、ドーピング検査室、室内練習場、トレーニング
ルーム、選手更衣室、器具庫

2 階部分 インフォメーション案内所、売店(自販機コーナー)

3 階部分 屋内観覧室、司令室、調整室、写真判定室

収容人員 固 定 席 5,230 席

車 椅子 席 25 席

屋内観覧席 20 席

バックスタンド 芝 生 席 約 10,000 人収容

附 属 設 備 等 ナイター設備(主、補助競技場)、電光掲示盤、放送設備、写

真判定装置、陸上競技用大会運営情報システム、陸上競技用器具、その他競技用具、会議室、室内練習場、トレーニングルーム、駐車場約300台など

2) PFI事業の範囲

PFI事業の範囲は次の通りとする。市が求める具体的な業務の内容は「要求水準書」に示すものとする。

総合体育館の設計、建設

PFI事業者は、市の要求性能を満たす総合体育館の設計及び建設を創意工夫のもとで行う。この設計及び建設には、これらを実施する上で必要な関連業務が含まれる。

対象施設の事業期間中の維持管理・運営業務等

総合体育館については、PFI事業者が施設整備後、市は施設を所有しPFI事業者が施設の維持管理業務と運営業務を委託する（BT0方式）。既に供用が開始されている運動公園については、市よりPFI事業者が施設の維持管理業務と運営業務を委託する。なお、運営業務には、施設の利用受付、料金徴収代行業務等の施設提供業務、市民へのスポーツ教室等の提供業務を含むものとする。PFI事業者は、総合体育館、運動公園の活用促進を図るための提案を行い、実行するものとし、施設の提案に当たっては、総合体育館、運動公園の活用促進のための創意工夫を設計に盛り込むこととする。

また、総合体育館の大規模修繕については別途、市からPFI事業者へ発注するものとする。

3) PFI事業者の収入

本事業におけるPFI事業者の収入は、総合体育館の完成時以降に市が支払う建物代金（割賦金）と、運営段階で発生する総合体育館、運動公園の維持管理・運営業務受託費からなる。

4) 事業期間及び事業期間終了時の措置

事業期間

本事業の事業期間は、供用開始から20年を経過した日までの期間とする。

事業期間終了時の措置

事業期間終了後、市は総合体育館、運動公園の維持管理及び運営業務について、PFI事業者へ再度委託する場合がある。

(3) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたっては、都市計画法、建築基準法、その他関連する法令等を

遵守すること。

また、兵庫県福祉まちづくり条例、大規模建築物に関する指導要綱等を遵守すること。

(4) 事業の日程(予定)

平成13年	12月25日	一次募集要項発表・一次募集要項説明会
	12月25日~	一次募集要項に対する質問受付
平成14年	1月10日	
	1月22日	一次募集要項に対する質問への回答
	2月22日	一次審査受付
	3月中旬	一次審査合格発表
	3月下旬	二次募集要項発表
	6月下旬	二次審査受付
	7月下旬	優先交渉権者決定
	11月	仮契約締結
	12月	事業契約締結
平成17年	4月	供用開始

2. PFI事業者の募集及び選定

(1) 募集の方法

PFI事業者の募集は公募型プロポーザル方式により行い、2段階の審査によって事業予定者（優先交渉権者）の選定を行う。

(2) 評価の方法等

PFI事業者の選定を行うにあたっては、客観的な評価を行い、その結果を速やかに公表する。なお、一次審査における審査基準は「審査基準（一次）」によるものとする。

(3) 審査委員会の設置

市は、「(仮称)加古川市立総合体育館整備PFI事業審査委員会」(以下「審査委員会」という)を設置し、その審査により事業予定者（優先交渉権者）を決定する。

審査委員会の構成は次の通り

神吉 賢一	(神戸商科大学 教授)
魚住 廣信	(兵庫大学健康科学部健康システム学科教授)
西尾 透	(西尾会計事務所長 公認会計士)
横井 康	(朝日監査法人パブリックセクター部長 公認会計士)
津川 広昭	(御堂筋法律事務所 弁護士)
稲富 恭	(兵庫大学短期大学部美術デザイン学科助教授)
青木秀太郎	(加古川市建設部総合体育館建設担当次長)
山内 俊明	(加古川市企画部企画調整室長)
石堂 求	(加古川市企画部財政課長)

(4) 一次審査の審査事項

一次審査は、応募資格の確認及び以下に示す項目の一次提案書の内容について審査を行い、一次審査通過者を決定する。なお、一次審査通過者の数は、最大5程度とする。

本事業に対する基本的な考え方

総合体育館の設計・建設に対する考え方

総合体育館、運動公園の維持管理に対する考え方

総合体育館、運動公園の運営業務の実施に対する考え方

総合体育館、運動公園の活用促進策の実施に対する考え方

体育施設の設計、建設、運営に関する実績

資金調達及びリスク分担の考え方

(5) 二次審査の審査事項

二次審査は、一次審査通過者の提出する二次提案書を対象に、市の財政負担の総額（大規模修繕に要する費用の見積額を含む）、技術的要件の適合性、及び施設の活性促進策に関する提案等について総合的に評価を行う。なお、二次審査の審査事項等は二次審査の募集要項で公表する。

3. 応募者の参加資格等

(1) 応募者の構成

応募者には、総合体育館を設計する企業（以下「設計企業」という。）総合体育館を建設する企業（以下「建設企業」という。）総合体育館、運動公園を運営する企業（以下「運営企業」という。）を最低限含むものとする。設計企業、建設企業、運営企業は、それぞれ一企業とすることも、複数の企業の共同とすることも可能とし、また、同一企業が設計企業、建設企業、運営企業を兼ねることも可能とする。なお、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることは出来ない。応募者は応募にあたり市との連絡等において応募者を代表する代表企業を構成企業の中から選任すること。

応募者は事業受託にあたっては、株式会社たる SPC（特別目的会社）を設立することとし応募者の出資合計が 50% を超えるものとする。応募者の構成については別紙 2 「応募者の構成について」を参照のこと。

(2) 応募者の応募資格

応募者の構成員の資格要件は次のとおりとする。

設計企業（複数の場合は、いずれも）は、建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

建設企業（複数の場合は、いずれも）は、建設業法第 3 条第 1 項に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を受けた者のうち平成 13 年度加古川市競争入札参加資格者名簿に登録されているもので、経営事項審査点数（建築）1,500 点以上（平成 13 年 10 月 1 日時点）の者であること。

運営企業（複数の場合は、いずれも）は、公営民営（自社所有を含む）を問わず体育施設の運営実績または運営受託実績を有しており、本事業の対象施設の運営管理能力を備える者であること。

本事業に関する審査委員並びに市とアドバイザー契約を締結した企業（市とアドバイザー契約を締結した企業から本事業について再委託を受ける企業を含む）及びその関連会社は応募者を構成することが出来ない。

次の者は構成員となることができない。

- (a) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (b) 本市市税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納している者
- (c) 資格審査書類及び一次提案書の受付日から二次審査結果の決定日までの間において市の指名停止中である者等

4. 事業の実施

(1) 基本的考え方

本事業において総合体育館の設計・建設、総合体育館、運動公園の運営上の責任は、原則としてPFI事業者が負うものとする。また、市は竣工後、総合体育館をPFI事業者から買い取り、その後は対象施設の所有・管理者としての責任を負うものとする。

本事業におけるリスク分担の考え方は、最も良くそのリスクを管理できるものがそのリスクを管理することにより最適なリスク分担を実現し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、市がリスクを負うべき合理的な理由がある事項については、別途PFI事業者と協議の上、市がリスクを負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市とPFI事業者の基本的なリスク分担は、別紙1「リスク分担に関する基本的な考え方」に基づいて行うことを想定しているが、最終的には事業契約において定めるものとする。

(3) モニタリング

市は、PFI事業者が提供する総合体育館、運動公園の維持管理及び運営業務の内容の確認、並びにPFI事業者の財務状況の把握を目的にモニタリングを行う。モニタリングの方法及び内容等については、事業契約において定める。

(4) 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

1) 協議の実施

市がPFI事業者と締結する事業契約もしくはその規定の解釈又はかかる契約に規定のない事項について疑義が生じた場合、事業契約に定める方法により市とPFI事業者とはその解決のために協議するものとする。

2) 裁判手続きへの移行

事業契約に定める方法が功を奏しない不調に終わった場合は、裁判手続によって紛争を解決するものとする。

(5) 事業の継続が困難となった場合における措置

事業の継続が困難になった場合の措置等については契約で定めるものとする。

(6) 金融機関と市の協議

事業の適正な実施のために、一定の重要な事項について、PFI事業者に資金提供を

行う金融機関と市で協議を行うこともあり得る。

(7) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、P F I 事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

(8) 議会の議決

市は、事業契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

(9) 長期債務負担行為の設定

市は、事業契約の契約に当たっては予め議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

5. 応募手続き

(1) 一次審査募集要項の配布及び説明会

一次審査募集要項の配布及び同要項に関する説明会を次の通り実施する。

1) 一次審査募集要項の配布

- ・ 日時：平成 13 年 12 月 25 日 午前 10 時より
- ・ 配布場所：下記の説明会の受付において募集要項の配布を行うほか、同日より市のホームページ上でも公開する。(説明会当日の配布は一社あたり一部とする。)

2) 一次審査募集要項の説明会

- ・ 日時：平成 13 年 12 月 25 日 午前 10 時より
- ・ 場所：加古川市役所 191 会議室(新館 9 階)
- ・ 参加受付：当日会場にて参加の受付を行う。
- ・ 現地説明会を当日 午後 2 時より行うが、参加を希望する者は現地までの移動手段を各自確保すること。現地説明会の詳細は、募集要項の説明会にて発表する。

(2) 関連図面の閲覧及び複写の受付

運動公園の設計図書及び民間業者による図面複写の受付を次の通り行う。

- ・ 日時：平成 13 年 12 月 25 日より 12 月 27 日まで(25 日は説明会終了後から午後 3 時まで、26・27 日は午後 1 時から午後 3 時まで)
- ・ 場所：加古川市役所 242 号室(本館 4 階)

総合体育館の造成図面等の閲覧及び民間業者による図面複写の受付を次の通り行う。

- ・ 日時：平成 14 年 1 月 8 日より 1 月 10 日（午後 1 時から午後 3 時まで）
- ・ 場所：加古川市役所 242 号室（本館 4 階）

複写の受付：閲覧場所にて民間業者（本館 2 階印刷室業者）による図面複写（有料）の受付を行う。複写を申し込んだ図面の引き渡しは、1 月 9 日頃 1 月 15 日頃となる。料金等については、当日、民間業者に問い合わせを行うこと。

（ 3 ） 追加資料の公開

総合体育館の敷地について、市がボーリング調査を行う予定であるため、調査結果を追加資料として平成 14 年 2 月下旬に公開する予定である。

（ 4 ） 質問の受付及び回答

1) 質問の受付

本募集要項、要求水準書（一次）、契約書案に関する質問の受付を下記のとおり事務局にて行う。

- ・ 期限：平成 13 年 12 月 25 日から平成 14 年 1 月 10 日午後 5 時まで
- ・ 受付方法：電子メールによる送信のみ受け付ける。
- ・ 質問又は意見の様式：様式 1 を利用して MS WORD で作成した質問を添付ファイルにて送信すること。
- ・ 質問の提出先アドレス

e-mail sposhin-pfi@city.kakogawa.hyogo.jp

2) 質問への回答

質問に対する回答は市のホームページ上で公表する。

- ・ 公表日（予定）：平成 14 年 1 月 22 日
- ・ 市のホームページアドレス

<http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/>

（ 5 ） 一次審査応募登録

一次審査への応募を希望する者は様式 2 「一次審査応募登録書」を提出すること。

- ・ 提出期限：平成 14 年 2 月 12 日から平成 14 年 2 月 15 日午後 5 時まで
- ・ 提出先：本事業の事務局
- ・ 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は期限までに必着とする。）

(6) 一次審査提案書の提出

応募者は次の要領で応募すること。

- ・ 日時：平成 14 年 2 月 18 日から平成 14 年 2 月 22 日午後 5 時まで
- ・ 提出場所：本事業の事務局
- ・ 提出方法：持参によること
- ・ 提出書類

提案書提出届（様式 3）

各構成員の会社概要（各社 10 部）

各構成員の法人登記簿謄本（各社 10 部：原本 1 部を含むこと）

各構成員の直近 3 年間の貸借対照表および損益計算書（各社 10 部）

本市市税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していないことを証する書類（本市市税については納税義務があるもののみ）（1 部）

一次提案書（10 部）

一次提案書は次の様式から構成される。各様式は MS WORD（10.5 ポイント活字）を使用して作成し、その内容を記録したフロッピーディスクを添付して提出すること。提案書の作成に当たっては図表等の使用は自由とする。

様式	内容	制限枚数
様式 4	本事業に対する基本的な考え方	1 枚まで
様式 5	総合体育館の設計・建設に対する考え方	1 枚まで
様式 6	総合体育館、運動公園の維持管理に対する考え方	1 枚まで
様式 7	総合体育館、運動公園の運營業務の実施に対する考え方	1 枚まで
様式 8	総合体育館、運動公園の活用促進策の実施に対する考え方	1 枚まで
様式 9	体育施設の設計、建設、運営に関する実績	各 1 枚まで
様式 10	資金調達及びリスク分担の考え方	1 枚まで

(7) 一次審査合格者の発表

一次審査の合格者の発表は、平成 14 年 3 月中旬を予定している。

(8) その他

1) 契約保証金

契約保証金の取扱については、以下の通りとする。

- ・ 建設段階においては、建築工事代金に相当する額の 10%の契約保証金を市に

差し入れる事とする。

- ・ 運営段階の契約保証金については、サービス購入費（割賦金を除く）1年分に相当する額の10%の契約保証金を市に差し入れる事とする。
- ・ 建設段階、運営段階のいずれの場合でも契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。（契約金額の100分の10以上の金額とする）

現金

同額の券面額の国債又は地方債

金融機関が振出又は支払保証した小切手

金融機関の保証書

保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約

2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3) 使用単位等

応募に関して使用する単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は円、使用言語は日本語とする。

4) 提出書類の取扱

提出された応募書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認められる場合には、市は応募書類の一部または全部を使用出来るものとする。

また、提出された応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

5) 市提供資料（市が閲覧に供し、応募者が複写した図面を含む）の取扱

市が提供する資料（市が閲覧に供し、応募者が複写した図面を含む）を、応募に必要な範囲以外で使用する事は禁止する。

6) 事務局の取扱時間

土日祝日を除く日の午前9時から午後5時まで（但し午前0時から午後1時までを除く）

7) 失格となる場合

次の何れかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 提出期限後に提案書が提出された場合

- ・ 提出書類に虚偽に記載があった場合
- ・ 審査の公平を害する行為があった場合
- ・ その他、本募集要項に違反する場合

6 . 本件に関する市の担当部署（事務局）

加古川市教育委員会スポーツ振興室

〒675 - 8501 加古川市加古川町北在家 23 1

電 話 0 7 9 4 2 7 9 3 8 1（直）

e-mail sposhin-pfi@city.kakogawa.hyogo.jp

7 . 本事業に関するアドバイザー

株式会社地域経済研究所

〒540-0012 大阪市中央区南船場 2 丁目 1 2 番 1 6 号

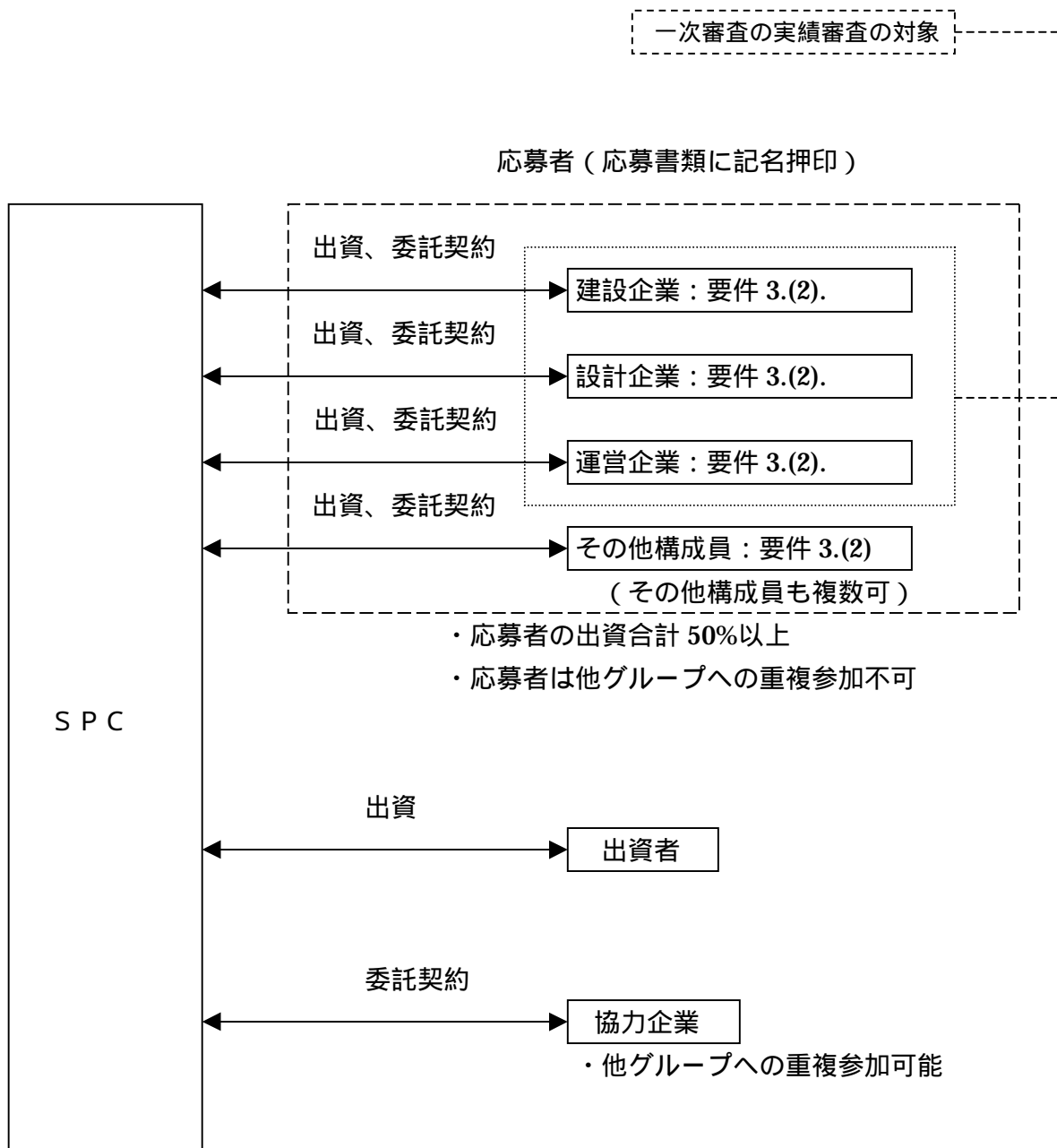
別紙1「リスク分担に関する基本的な考え方」

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の誤りにより施工上の不都合、運営上の不都合が生じた場合。		
	測量調査の不備	測量調査等に不備があつて施工上の不都合、運営上の不都合が生じた場合。	市調査分	それ以外
	資金調達リスク	PFI事業者の資金調達が不調となり、事業の実施に不都合が生じた場合		
	計画への反対	建設計画への反対等により計画が遅延または変更された場合。		
	議会の不承認リスク	PFI事業契約が議会で承認されなかった場合。		
	不可抗力リスク	不可抗力により、損害が発生した場合。		
計画設計	設計の不備リスク	設計上の不備、採用する技術の種類により施設の性能、稼働状況に影響が発生する場合。		
	応募リスク	不落時の応募コストの負担		
建設	用地造成リスク	PFI事業用地の造成が遅れた場合		
	許認可取得リスク	必要となる許認可の取得の遅延、不能により事業の実施に不都合が生じた場合		
	工事遅延・未完工リスク	工事が遅延・未完工となる場合		
	コスト・オーバーランリスク	建設費の超過が発生する場合		
	地元調整リスク	工事の実施にともなう地元の反対、苦情の発生により事業の実施に不都合が生じた場合		
	工事中の事故リスク	工事中の事故、火災による施設破損等が発生する場合		
	要求性能未達リスク	施工不良等により要求性能が満たされない場合。		
運営	金利変動リスク	市場における金利変動による資金調達コストの上昇	ルールを設定	ルールを設定
	物価上昇リスク	施設の維持管理コストの上昇のうち市場価格の変動によるもの（インフレーション）	ルールを設定	ルールを設定
	施設維持管理コスト上昇リスク	金利変動、物価上昇以外の理由による原料、資材の増大、価格の上昇、人件費の増加等により施設の維持管理コストが上昇する場合		
	事業実施中における制度変更	事業実施中における税制その他の制度変更により事業実施コストが上昇した場合。		
	事業破綻リスク	事業実施中において事業運営が破綻し、事業の継続が困難となる場合		
	瑕疵担保リスク	隠れたる瑕疵についての責任		

：リスクの主たる負担者

：リスクの従たる負担者

別紙2 応募者の構成について



様式 1

平成 年 月 日

一次審査募集要項に関する質問

(仮称)加古川市立総合体育館整備 PFI 事業一次審査募集要項に関して質問がありますので、本紙を提出します。

提出者名等	
会社名：	
所在地：	
担当者名：	
所属：	
電話：	FAX：
メールアドレス：	
内容（1項目につき本紙1枚で簡潔に記載すること）	

様式 2

平成 年 月 日

一次審査応募登録書

加古川市長 木下 正一 様

応募者名

(仮称)加古川市立総合体育館整備 PFI 事業一次審査に応募いたしますので、本紙を提出します。

代表企業 (設計、建設、運営、その他 : 該当を で囲む)

住所

名称

社印

代表者氏名

印

構成企業 (設計、建設、運営、その他 : 該当を で囲む)

住所

名称

社印

代表者氏名

印

構成企業 (設計、建設、運営、その他 : 該当を で囲む)

住所

名称

社印

代表者氏名

印

構成企業 (設計、建設、運営、その他 : 該当を で囲む)

住所

名称

社印

代表者氏名

印

構成企業 (設計、建設、運営、その他 : 該当を で囲む)

住所

名称

社印

代表者氏名

印

* 構成企業の欄が不足する場合は、ここに複写して記入すること。

代表企業における連絡窓口

担当者名：

所属：

電話：

FAX：

メールアドレス：

様式 3

平成 年 月 日

一次審査提案書提出届

加古川市長 木下 正一 様

応募者名

(仮称)加古川市立総合体育館整備 PFI 事業一次審査に応募いたしますので、提案書を提出します。

代表企業 (設計、建設、運営、その他 : 該当を で囲む)

住所

名称

代表者氏名

社印

印

構成企業 (設計、建設、運営、その他 : 該当を で囲む)

住所

名称

代表者氏名

社印

印

構成企業 (設計、建設、運営、その他 : 該当を で囲む)

住所

名称

代表者氏名

社印

印

構成企業 (設計、建設、運営、その他 : 該当を で囲む)

住所

名称

代表者氏名

社印

印

構成企業 (設計、建設、運営、その他 : 該当を で囲む)

住所

名称

代表者氏名

社印

印

* 構成企業の欄が不足する場合は、ここに複写して記入すること。

代表企業における連絡窓口

担当者名：

所属：

電話：

メールアドレス：

FAX：

様式 4

(様式4) 本事業に対する基本的な考え方	応募者名
(本事業に対する基本的な考え方を簡潔に記入すること。)	

様式 5

(様式5)総合体育館の設計・建設に対する考え方	応募者名
(総合体育館の設計・建設に対する考え方を簡潔に記入すること。)	

様式 6

(様式6)総合体育館、運動公園の維持管理に対する考え方	応募者名
(総合体育館、運動公園の維持管理に対する考え方を簡潔に記入すること。)	

様式 7

(様式7)総合体育館、運動公園の運営業務に対する考え方	応募者名
(総合体育館、運動公園の運営業務に対する考え方を簡潔に記入すること。)	

様式 8

(様式 8) 総合体育館、運動公園の活用促進策の実施に対する考え方	応募者名
(総合体育館、運動公園の活用促進策の実施に対する考え方を簡潔に記入すること。)	

様式 10

(様式10) 資金調達及びリスク分担の考え方	応募者名
(本事業の実施における資金調達及びリスク分担の考え方を簡潔に記入すること。)	